## 「大飯発電所に係る京都府域(綾部市域、南丹市域)の安全確保等に関する協定書」改定前後比較表

1. 「大飯発電所に係る京都府域(綾部市域、南丹市域)の安全確保等に関する協定書」

改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 5月 7日改定)	備考
大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書	大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書	※綾部市、南丹市については、綾部市域、 南丹市域で表記。
	京都府(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)とは、乙の大飯発電所(以下「発電所」という。)の増設、保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。	〇廃止措置に関する記載を追加
(関係法令の遵守) 第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。	(関係法令の遵守) 第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置にあたっては、関係諸法 令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全 を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。	〇廃止措置に関する記載を追加
なおうとするときは、事前に甲に報告しなければならない。	(増設に係る建設計画および重要な変更の報告) 第2条 乙は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行 なおうとするときは、事前に甲に報告しなければならない。 2 甲は前項に関し、意見のあるときは、乙に対し意見を述べることができる。	
(輸送計画の事前連絡) 第3条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を 通過して輸送するときはその輸送計画について、事前に甲に連絡するものと する。	(輸送計画の事前連絡) 第3条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を 通過して輸送するときはその輸送計画について、事前に甲に連絡するものと する。	
<ul> <li>(平常時の連絡)</li> <li>第4条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。</li> <li>(1)発電所建設工事の進捗状況</li> <li>(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。)</li> <li>(3)環境放射能測定の調査報告</li> <li>(4)冷却排水の調査報告</li> </ul>	<ul> <li>(平常時の連絡)</li> <li>第4条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。</li> <li>(1)発電所建設工事の進捗状況</li> <li>(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。)</li> <li>(3)環境放射能測定の調査報告</li> <li>(4)冷却排水の調査報告</li> </ul>	
	(5) <u>原子炉施設の廃止措置の状況</u>	○廃止措置に関する記載を追加 ※綾部市、南丹市については海洋に面 していないため、冷却排水の調査項 目は無く、(4) 号として規定。

改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 <mark>5月 7日</mark> 改定)	備考
(異常時における連絡)	(異常時における連絡)	
第5条 乙は甲に対し、発電所に関して次の各号のいずれかに該当する事態が発	第5条 乙は甲に対し、発電所に関して次の各号のいずれかに該当する事態が発	
生したときは、その旨を直ちに連絡するものとする。	生したときは、その旨を直ちに連絡するものとする。	
(1) 非常事態が発生したとき。	(1) 非常事態が発生したとき。	
(2) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。	(2) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。	
(3) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措	(3) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措	
置を行ったとき。	置を行ったとき。	
(4) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたもの	(4) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたもの	
が漏洩したとき。	が漏洩したとき。	
(5)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。	(5)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。	
(6) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。	(6) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。	
(7) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。	(7)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。	
(8) 京都府域において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。(放射性汚	(8) 京都府域において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。(放射性汚	
染が車内にとどまるものおよび単なる自動車事故を含む。)	染が車内にとどまるものおよび単なる自動車事故を含む。)	
(9) 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。	(9) 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。	
(10)発電所に故障が発生したとき。	(10) 発電所に故障が発生したとき。	
(11) その他上記各号に準ずる異常が発生したとき。	(11) その他上記各号に準ずる異常が発生したとき。	
(現地確認)	(現地確認)	
	第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙	
に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができ		
るものとする。	るものとする。	
2 乙は前項の現地確認に協力するものとする。	2 乙は前項の現地確認に協力するものとする。	
3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安		
関係の規程に従うものとする。	関係の規程に従うものとする。	
	4 甲は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、乙に対して意	
見を述べることができる。	見を述べることができる。	
	ALIGNA - LANKS	
(損害の補償)	(損害の補償)	
	第7条 発電所の保守運営および廃止措置に起因して、地域住民に損害を与えた	〇廃止措直に関する記載を追加
意をもって補償するものとする。	場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。	
(原子力防災対策)	(原子力防災対策)	
88条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を	第8条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を	
高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ	高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ	
ばならない。	ばならない。	
2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。	2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。	

改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 <mark>5月 7日</mark> 改定)	備考
(報道発表の連絡)	(報道発表の連絡)	
第9条 甲または乙が発電所に関して報道発表を行う場合は、相互に連絡するも	第9条 甲または乙が発電所に関して報道発表を行う場合は、相互に連絡するも	
のとする。	のとする。	
	(m)	
(連絡の方法)	(連絡の方法)	
	第10条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。	
	(1)第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡	
するものとする。	するものとする。	
	(2) 第5条および前条に掲げる事項については、口頭または電話(ファクシミ	
リを含む。)で連絡後、文書をもって連絡するものとする。 	リを含む。)で連絡後、文書をもって連絡するものとする。	
   (連絡の発受信者)	(連絡の発受信者)	
The second secon	第11条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ発受	
信責任者を定めるものとする。	信責任者を定めるものとする。	
EXERCIO OCCIO		
(協定書の改定)	(協定書の改定)	
第12条 この協定書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、	第12条 この協定書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、	
甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合		
において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。	において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。	
   (疑義または定めのない事項)	(経義または定めのない事項)	
William Control of the Control of th	第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたときまたは定めのな	
い事項については、甲、乙協議して定めるものとする。	い事項については、甲、乙協議して定めるものとする。	
い事項については、下、乙國政してたのもののとする。	0.4-34.000 clar, 1. 200000 cxcs, 0.00 c., 0.0	
│ │ この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通	この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通	
を保有する。	を保有する。	
2017年 8月17日締結	2017年 8月17日締結	
	2019年 5月 7日改定	

## 「大飯発電所に係る舞鶴市域(京都市、京丹波町)の安全確保に関する通報連絡等協定書」改定前後比較表

## 2. 「大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保に関する通報連絡等協定書」

改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 5月 7日改定)	備考
大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保に関する通報連絡等協定書	大飯発電所に係る舞鶴市域の安全確保に関する通報連絡等協定書	※京都市、京丹波町については、京都市 域、京丹波町域で表記。
舞鶴市(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)と	舞鶴市(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)と	
は、乙の大飯発電所(以下「発電所」という。)の保守運営に伴う安全確保に係	は、乙の大飯発電所(以下「発電所」という。)の保守運営 <mark>および廃止措置</mark> に伴	〇廃止措置に関する記載を追加
る通報連絡等について、次のとおり協定する。	う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。	
(関係法令の遵守)	(関係法令の遵守)	
第1条 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守す	第1条 乙は、発電所の増設、保守運営 <mark>および廃止措置</mark> にあたっては、関係諸法	〇廃止措置に関する記載を追加
るとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保する	令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全	
ため、万全の措置を講ずるものとする。	を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。	
(平常時における連絡)	(平常時における連絡)	
第2条 乙は甲に対し、次に各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなけれ	第2条 乙は甲に対し、次に各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなけれ	
ばならない。	ばならない。	
(1)発電所建設工事の進捗状況	(1)発電所建設工事の進捗状況	
(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。)	(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。)	
(3)環境放射能測定の調査報告	(3) 環境放射能測定の調査報告	
(4)冷却排水の調査報告	(4) 冷却排水の調査報告	
	(5) 原子炉施設の廃止措置の状況	〇廃止措置に関する記載を追加
		│※京都市、京丹波町については海洋に面 │ していないため、冷却排水の調査項目
(異常時における連絡)	(異常時における連絡)	は無く、(4) 号として規定。
第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに	第3条 乙は甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに	
連絡しなければならない。	連絡しなければならない。	
(1) 非常事態が発生したとき。	(1)非常事態が発生したとき。	
(2)放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度	(2)放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度	
を超えたとき。	を超えたとき。	
(3)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。	(3)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。	
(4) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたもの	(4) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたもの	
が漏えいしたとき。	が漏えいしたとき。	
(5)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。	(5)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。	
(6) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。	(6)非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。	
(7)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。	(7)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。	
(8) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。	(8)放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。	

ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、譲 意をもって補價しなければならない。  (原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (述験の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(10) 発電所に故障が発生したとき。 (11) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により 出力が変動したとき。 (12) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (損害の補債) 第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直 ちに損害の拡入を防止するための対策等、必要な措置を講するとともに、就 意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (法権の方法) 第7条 乙は中に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 ②は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 ②は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 ②は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 ②は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、連やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者)	改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 5月 7日改定)	備考
(11) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (12) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (14) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (損害の補償) 第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直	(11) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (12) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (14) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (14) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (15) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (16) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (17) 原子炉能設等において人に障害が発生したとき。 (18) 原子原設等において人に障害が発生したとき。 (18) 原子原設が表と防止するとめの対策等。必要な措置を講するとともに、法の実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 (2) こと 日に対し、原子力防災対策) 第5条 では、原子力防災対策) 第5条 では、原子力防災対策の発実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 (2) 定くは、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (2) 定い、(2) 第3条に制げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡をない。 (3) その他必要な事項については、東および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、中および乙が協議して、別に定めるものとする。 (道路の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡費任者を定めるもの	(9)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。	(9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。	
出力が変動したとき。 (12) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 原子が施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 原子が施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 原子 としに、研究とおい、必要な情でをあるともい、その楽が住を固まともに、は変をもって補償しなければならない。 (2) 定めるとこれに乗り回じ、大きをもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (3) その他必要な事項については、東書をもって連絡を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書を、文書	出力が変動したとき。 (1 2 ) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (1 3 ) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (1 3 ) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (1 4 ) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (1 5 ) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (1 6 ) 原子が高いでは、変を動力検索・必要な措置を講ずるとともに、該意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第 5条 こは、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 こは、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第 6条 こは、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (2 ) 第 3条 には、以際に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (3 ) 第 6条 こは中に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (3 ) 第 6条 こは中に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (3 ) 第 6条 に掲げる事項については、文書をもって連絡を表もので連絡を表ものとする。 (3 ) その他必要な事項については、連やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3 ) その他必要な事項については、理わいに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3 ) その他必要な事項については、理および乙が協議して、別に定めるものとする。 (道路の発受信者) 第 8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(10)発電所に故障が発生したとき。	(10)発電所に故障が発生したとき。	
(1 2) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (摘害の補償) 第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直 ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、就 意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、連やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、理および乙が協議して、別に定めるものとする。 (道路の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(12)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (損害の補債) 第4条 Zは、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直 ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を請するとともに、該 意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 85条 Zは、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 Zは、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 86条 Zは、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道完 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 Zは、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 86条 Zは、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道完 表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (②療への広報) 87条 Zは、中に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 87条 Zは甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (② 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (② 第3条に掲げる事項については、連やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、単およびZが協議して、別に定めるものとする。 (通絡の発受信者) 88条 甲およびZは、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲およびZは、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(11)計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により	(11)計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により	
(損害の補償)  6.4 条 で	(協審の補償)  8 4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直	出力が変動したとき。	出力が変動したとき。	
第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直 ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、該 意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ ばならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発 表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、連やかに連絡後、文書をもって連絡する ものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものと する。 (連絡の発受信者) 第6条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	第4条 乙は、発電所の保守通営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直 ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠 意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ ばならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道免 表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は中に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (3)その他必要な事項については、東かに連絡後、文書をもって連絡する ものとする。 (連絡の発受信者) 第6条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものと する。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(12)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。	(12)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。	
ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠 歳をもって補償しなければならない。  (原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、東および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (遺継的の発受信者) 第6条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠 意をもって補償しなければならない。  (原子力防災対策)  第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。  2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報)  第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (公衆への広報)  第7条 乙は甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法)  第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡もなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、理および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (遺縁の発受信者)  第6条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの  第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの  第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの  第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(損害の補償)	(損害の補償)	
第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を 高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ ばならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発 表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、変響をもって連絡しなければならない。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	<ul> <li>第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</li> <li>② 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</li> <li>② 公衆への広報)</li> <li>第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。</li> <li>② (連絡の方法)</li> <li>第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</li> <li>(連絡の方法)</li> <li>第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</li> <li>(連絡の方法)</li> <li>第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</li> <li>(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。</li> <li>(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。</li> <li>(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(連絡の発受信者)</li> <li>第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの</li> <li>第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの</li> </ul>	ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠	えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ず	○廃止措置に関する記載を追加
高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。  2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。  (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。  (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。  (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。  (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。  (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。  (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。  (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。  (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 (公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(原子力防災対策)	(原子力防災対策)	
(公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ	高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなけれ	
第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。  (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。  (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。	2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。	
表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。  (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (4)第3条の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(公衆への広報)	(公衆への広報)	
第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	<ul> <li>第7条 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</li> <li>(1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。</li> <li>(2)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。</li> <li>(3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(4)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。</li> <li>(5)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。</li> <li>(6)第3条に掲げる事項については、連絡しなければならない。</li> <li>(7)第2条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。</li> <li>(8)第3条に掲げる事項については、単および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(9)第3条に掲げる事項については、連絡しなければならない。</li> <li>(1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。</li> <li>(2)第3条に掲げる事項については、東やかに連絡しなければならない。</li> <li>(2)第3条に掲げる事項については、東やかに連絡を、文書をもって連絡するものとする。</li> <li>(3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</li> <li>(連絡の発受信者)第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの</li> </ul>		·	=
い。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	い。 (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。 (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(連絡の方法)	(連絡の方法)	
(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡する ものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものと する。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡する ものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものと する。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの			
ものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	ものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。 (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。	(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡しなければならない。	
(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。  (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。  (連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものと第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの			
第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるもの	(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものと	(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものと	
		(連絡の発受信者)	(連絡の発受信者)	
L 7 ℃ 0				

改定前(2017年 8月17日締結)	改定後(2019年 5月 7日改定)	備考
Zいずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (疑義または定めのない事項)	いて、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (疑義または定めのない事項) 第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。	
2017年 8月17日締結	2017年 8月17日締結 2019年 5月 7日改定	